資　料　4

特定生産緑地の指定スケジュール

年度	実施主体	2018（平成30年度）	2019（令和元年度）	2020（令和２年度）	2021（令和３年度）	2022（令和４年度）
生産緑地指定日 1992.11.1 （H4.11.1） 告示の場合	青梅市	4/1 特定生産緑地制度の施行 9/1 都市農地貸借円滑化法の施行 2/25 3/18 ①特定生産緑地・都市農地貸借円滑化法の制度説明会	7月12日 7月18日 7月23日 8月 1日 8月 2日 8月 3日 ②特定生産緑地制度に関する地区別説明会 1/24 ◆「市から特定生産緑地の指定」の意向確認等の送付 2/21 ◆市から説明会の通知および申請書類の送付	指定相談窓口の開設 4月～翌3月（申請・審査・適合）（平成４年指定の方）指定の申請受付期間	青梅市都市計画審議会への意見聴取 特定生産緑地の指定・公示 特定生産緑地指定通知書の発送	11月1日 （特定生産緑地の指定）申出期限日 ＜猶予期間＞指定日から29年目のうちに特定生産緑地の指定手続きを実施（猶予期間を設けて不測の事態に備えるため）
	土　地所有者			測量作業にて分筆が必要（一部を指定したい場合などは、（農地等利害関係人の同意取得） 申請書の作成・提出	令和３年末日まで可能とする。）に時間を要した場合に備え（農地等利害関係人の同意など・次期手続きに含められる範囲まで ※猶予期間	特定生産緑地指定通知書を受理